

京都市告示第 21 号

京都市国民健康保険条例第 14 条第 1 項，第 14 条の 7 第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する保険料率は，次のとおりとし，平成 25 年 4 月 1 日から適用します。

平成 25 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 第 14 条第 1 項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 所得割                     | 100分の8.99 |
| (2) 被保険者均等割                 | 26,270円   |
| (3) 世帯別平等割                  |           |
| ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯           | 19,330円   |
| イ 第 14 条第 1 項第 3 号に規定する特定世帯 | 9,670円    |

2 第 14 条の 7 第 1 項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- |                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 所得割                         | 100分の2.93 |
| (2) 被保険者均等割                     | 8,210円    |
| (3) 世帯別平等割                      |           |
| ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯               | 6,040円    |
| イ 第 14 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する特定世帯 | 3,020円    |

3 第 15 条第 1 項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 所得割     | 100分の2.76 |
| (2) 被保険者均等割 | 9,260円    |
| (3) 世帯別平等割  | 4,970円    |

（保健福祉局生活福祉部保険年金課）